

平成24年度第1回二宮町下水道運営審議会次第

日 時 平成24年5月14日（月）

午後2時～

場 所 二宮町役場第1会議室

1. 開 会

2. 委嘱状交付

3. 町長あいさつ

4. 委員紹介

5. 会長・副会長の選出

6. 会長・副会長あいさつ

7. 議 題

（1）二宮町下水道事業の概要について

（2）その他

8. 閉 会

## 二宮町下水道運営審議会委員名簿

平成24年4月現在

No	氏名	地区	備考	任期
1	原 富士徳	下町	議会議員(総務建設経済常任委員長)	平成26年3月31日
2	井上 良光	一色	学識経験者	平成26年3月31日
3	黒木 勇	富士見が丘	学識経験者	平成26年3月31日
4	西ヶ谷 孝之	一	学識経験者(県企業庁平塚水道営業所長)	平成26年3月31日
5	永瀬 文雄	一	学識経験者(県下水道公社業務部次長兼業務課長)	平成26年3月31日
6	岩倉 正枝	百合が丘	排水設備設置義務者及び使用者(一般公募)	平成26年3月31日
7	松尾 武保	富士見が丘	排水設備設置義務者及び使用者(一般公募)	平成26年3月31日
8	添田 米美	元町	排水設備設置義務者及び使用者(一般公募)	平成26年3月31日
9	村田耕一郎	越地	排水設備設置義務者及び使用者(一般公募)	平成26年3月31日
10	石山 明美	釜野	排水設備設置義務者及び使用者(一般公募)	平成26年3月31日
11	市来 裕子	緑が丘	排水設備設置義務者及び使用者(一般公募)	平成26年3月31日

## 二宮町下水道運営審議会条例

平成4年3月13日  
条例第12号

改正 平成12年3月15日条例第21号 平成20年12月22日条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、二宮町下水道運営審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 下水道事業の円滑な運営を図るため、二宮町下水道運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 下水道受益者負担金に関すること。
- (2) 下水道使用料に関すること。
- (3) その他町長が下水道事業の運営について必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4条 審議会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 排水設備設置義務者及び使用者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市経済部下水道課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月15日条例第21号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月22日条例第19号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

## 二宮町下水道運営審議会の公開に関する傍聴等内規

1. 二宮町下水道運営審議会の会議は、原則公開とする。

なお、会長は個人情報に抵触する等、公開に問題があると判断した場合は、審議会に諮り公開又は非公開を決定することができるものとし、非公開とした場合は、その理由を明らかにするものとする。
2. 会議の開催にあたり、開催日時・開催場所・議題・傍聴申込み方法等について、遅くとも1週間前までに二宮町ホームページ等に掲示し、町民に周知するものとする。
3. 会議の傍聴については10名までとし、受付は会議開催時刻までとする。会議開催時刻までに傍聴希望者が10名を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定する。
  - ・ 審議会関係者以外の入室については、受付名簿に必要事項を記入し、プレートを胸など見えるところに付けることにより、人数が確定し準備が整い次第行うものとする。
  - ・ 会議開会後は、傍聴希望者の入室は認めない。
  - ・ 傍聴を認めない者と傍聴における遵守事項は、別に定める。
4. 傍聴希望の事前予約の受付は不可とし、当日会場での受けのみとする。
5. 傍聴者に対しては会議次第を配布するが、資料については、原則として公開できるものに限り閲覧に供することができる。
6. 会長は、傍聴者が遵守事項を守れず、指示にも従わないときは、退場を命じることができる。
7. 審議会開催後の議事録の公開については、概要版を作成して委員に諮り、承諾を得た後に、二宮町ホームページ等にて公開するものとする。

議事録の公開掲載期間は6か月とし、期間経過後は公文書公開を前提に直ちに削除する。

なお、発言者が特定できないようにする等個人情報保護に配慮し、委員承諾後でも掲載内容が影響を及ぼすと判断される場合は、一部内容の削除が可能とする。
8. この内規に定めるもののほか、会議の公開について必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるものとする。

### 附 則

本内規は、二宮町下水道運営審議会の承認日（平成18年9月26日）より適用する。

## 酒匂川流域関連二宮公共下水道事業の沿革

町は、昭和40年以降、急激な都市化による人口増加と生活様式の多様化に伴い家庭雑排水等の汚水排水が増加し、町内河川の水質汚濁が進行し、公共下水道の整備が急務となった。

昭和47年3月に、二宮町公共下水道基本計画が策定されたが、当時の財政規模では下水道整備は難しく、終末処理場用地の確保や、財政負担等の問題があり、実現には至らなかった。

町は、昭和60年に河川の浄化対策と下水道事業問題を検討するため、町民参加による下水処理対策検討委員会を設置し、そこで、町に適した下水道整備手法について、委員会から「二宮町は単独公共下水道と位置付けされているが、建設費や処理場用地の問題に対し、流域関連公共下水道が、最も適した手法である」と答申された。

町は、県に下水道事業推進についての指導や援助を陳情し、広域行政の中での技術的検討をお願いした。県では、昭和62年より流域下水道基本計画の見直しと調査検討を行い、その結果「二宮町は酒匂川流域関連公共下水道として整備することが最適である」と判断された。

このため、町は酒匂川流域下水道への加入が可能となり、これを踏まえて、神奈川県及び流域関連市町への陳情活動を行い、その結果、平成元年1月9日に流域加入の調印が行われた。

平成元年3月に、酒匂川流域関連二宮公共下水道として基本計画を策定した。当初の全体計画は、行政区域896haのうち、525ha（面積比率約60%）を下水道計画面積と定め、下水道計画人口を35,000人とし、平成22年を目標に整備を進めるものであった。

平成3年より第1期事業区域として、JR東海道線の南側120haの整備工事に着手し、平成11年4月に酒匂川流域下水道中継ポンプ場の完成と同時に、川匂・山西地区48ha分の供用が開始された。

その後も、主要な一色川匂汚水幹線を延伸するとともに、各汚水幹線と枝線の整備を進め、平成23年3月末現在の処理区域面積は、362ha、人口普及率は、78.5%、処理区域内の水洗化率は、71.2%となっている。

現在では、汚水幹線の整備が概ね終わり、平成19年3月に受けた事業認可区域404haについて、面整備を推進し、処理区域の拡大と水洗化の促進を図っている。

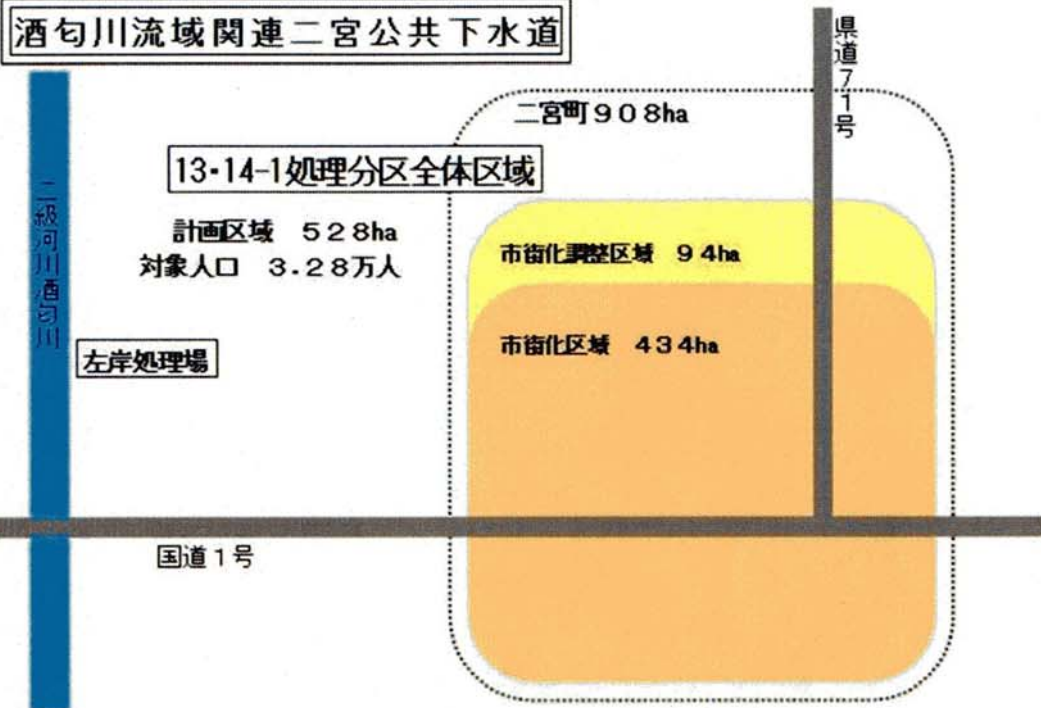
## 沿革

昭和 63 年 11 月	酒匂川流域下水道事業連絡協議会において、加入の承認を得る。
平成元年 1 月	中井町及び二宮町流域下水道（酒匂川流域下水道）の建設に関する協定書調印
平成元年 3 月	酒匂川流域関連二宮町公共下水道基本計画を策定
平成元年 10 月	都市計画法による都市計画決定（431ha）
平成 2 年 1 月	酒匂川流域下水道の建設負担金に係る市町負担金の精算に関する覚書調印
平成 2 年 1 月	下水道法による事業認可決定（120ha）、H 元年度～H7 年度
平成 2 年 2 月	都市計画法による事業認可決定（120ha）、H 元年度～H7 年度
平成 2 年 2 月	公共下水道事業に着手（一色川匂汚水幹線の地質調査）
平成 2 年 3 月	小田原市公共下水道施設を、酒匂川流域下水道施設としての移管にかかる費用負担等に関する覚書調印
平成 2 年 4 月	機構改革により、下水道課が設置
平成 2 年 8 月	一色川匂汚水幹線及び汚水枝線地質調査委託着手
平成 2 年 8 月	汚水枝線測量業務委託着手
平成 2 年 10 月	一色川匂汚水幹線の設計及び汚水枝線実施設計業務委託着手
平成 3 年 7 月	公共下水道汚水枝線工事着手
平成 5 年 9 月	一色川匂汚水幹線工事着手
平成 8 年 2 月	都市計画法による第 1 回都市計画変更、区域拡大 2.8ha（434ha）
平成 8 年 3 月	下水道法による第 1 回事業認可変更、年度延伸（～H13）
平成 8 年 3 月	都市計画法による第 1 回事業認可変更、年度延伸（～H13）
平成 10 年 9 月	下水道法第 2 回事業認可変更、区域拡大 7.69ha（128ha）、年度延伸（～H14）
平成 10 年 11 月	都市計画法第 2 回事業認可変更、区域拡大 7.69ha（128ha）、年度延伸（～H14）
平成 11 年 3 月	川匂汚水幹線工事完成、一色川匂汚水幹線流量計設置
平成 11 年 4 月	酒匂川流域下水道川匂ポンプ場が供用開始
平成 11 年 4 月	下水道供用開始、下水道使用料徴収開始
平成 13 年 3 月	都市計画法による第 3 回事業認可変更、都市計画内容と整合
平成 14 年 3 月	下水道法第 3 回事業認可変更、区域拡大 201.61ha（329ha）、年度延伸（～H17）
平成 14 年 3 月	都市計画法第 4 回事業認可変更、区域拡大 201.61ha（329ha）、年度延伸（～H17）
平成 14 年 10 月	都市計画法による第 3 回都市計画変更、線引き見直し区域区分の整合
平成 15 年 6 月	富士見が丘汚水幹線工事完成
平成 16 年 3 月	一色中里汚水幹線工事完成
平成 18 年 1 月	一色川匂汚水幹線工事完成
平成 18 年 3 月	谷戸汚水幹線工事完成、百合が丘中里汚水幹線工事完成
平成 18 年 3 月	下水道法による第 4 回事業認可変更、年度延伸（～H20）
平成 18 年 3 月	都市計画法による第 5 回事業認可変更、年度延伸（～H20）
平成 19 年 3 月	下水道法第 5 回事業認可変更、区域拡大 74.5ha（404ha）、年度延伸（～H24）
平成 19 年 3 月	都市計画法第 6 回事業認可変更、年度延伸（～H24）
平成 21 年 3 月	百合が丘一色汚水幹線工事完成
平成 21 年 7 月	下水道使用料改定（改定率一律 8%増）
平成 23 年 3 月	下水道中期ビジョン策定
平成 24 年 3 月	下水道使用料条例改正（平均改定率 20.4%増）

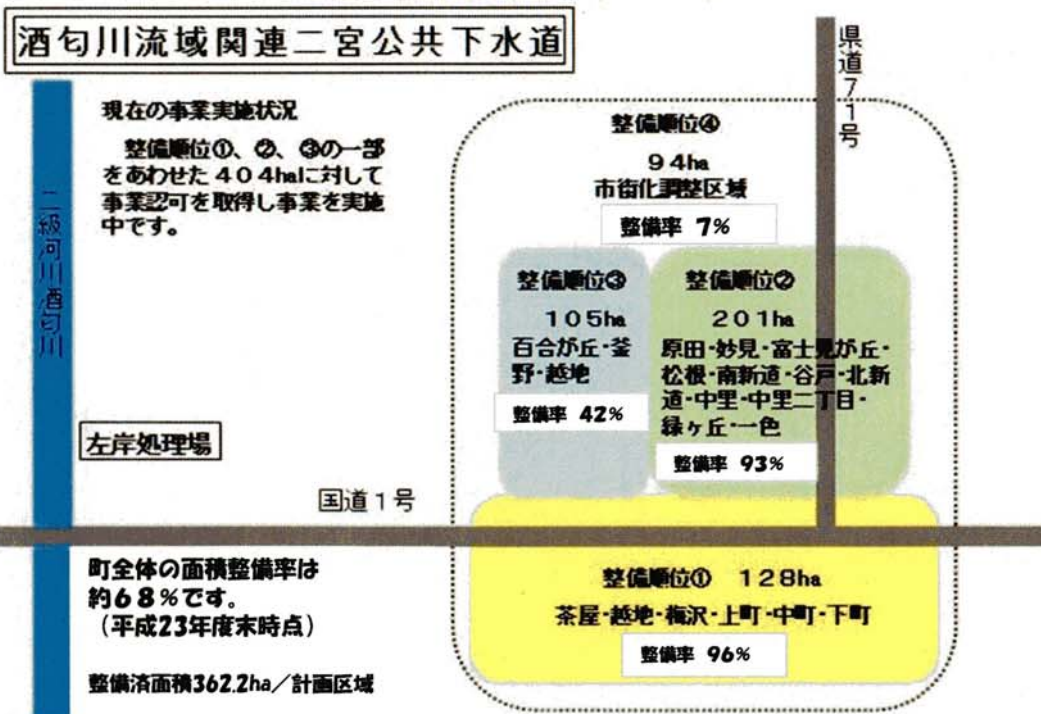
# 二宮町公共下水道全体計画

## 資料2

### 全体計画区域及び概要のイメージ



### 整備の優先順位のイメージ



# 下水道事業受益者負担金

## 受益者負担金

下水道が整備されますと、家庭などからの生活污水等が直に下水道管へ排出され、清潔で快適な暮らしになり地域の環境衛生は向上します。また、下水道が整備された土地は、整備されていない地域に比べて有形・無形の利益を受け、土地の価値を高めることとなります。

こうした下水道が整備された地域の方々だけが利用できる下水道施設を、税金(町の財源)でまかなうと下水道を利用できない方々に不公平な負担をおかけすることとなります。そこで、下水道の整備で利益を受ける方々に建設費の一部を負担していただき下水道整備を促進しようとするものが、「受益者負担金制度」です。

また、納めていただく受益者負担金は、対象となる土地について一度限りとなります。

## 受益者

原則として、下水道が整備され処理区域となる土地を所有する方、または長期にわたってその土地に権利(借地権など)をもっている方が、受益者となります。なお、土地の所有者と家屋の所有者や土地の使用人が異なる場合は、当事者間で相談して受益者を決めていただきます。

## 受益者の申告

申告は、受益者(負担金を納めていただく人)を決めていただくものです。

申告書は、原則として整備する年度に、1月1日現在の土地の所有者に対して送付いたします。土地を貸しているなどの場合には、権利者と相談して受益者を決め指定の期日までに申告してください。

## 負担金の対象となる土地

下水道事業計画区域内において、事業認可を受け整備される区域内にある土地のすべてが対象となります。ただし、公共用に使われている道路・公園等は対象となりません。

## 受益者負担金の額

負担金の額は、整備される区域内にある土地の面積に単価 450 円/m<sup>2</sup> を乗じた金額です。

[例]165m<sup>2</sup>(約 50 坪)の土地を所有している場合

450 円/m<sup>2</sup> × 165m<sup>2</sup> = 74,250 円(10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる)

この場合、第 1 期分は 7,150 円、第 2 期分～第 12 期分の各期はそれぞれ 6,100 円となります。

納期限	6/1～6/30		9/1～9/30		12/1～12/28		2/1～2/28	
1年目	1期	7,150円	2期	6,100円	3期	6,100円	4期	6,100円
2年目	5期	6,100円	6期	6,100円	7期	6,100円	8期	6,100円
3年目	9期	6,100円	10期	6,100円	11期	6,100円	12期	6,100円

## 納付方法

負担金は3年に分割し、1年を4回の納期に分けて納めていただきます。納付方法には次の方法があります。なお、口座振替制度はありません。

(1) 3年12期の期別納付、(2) 1箇年分の一括納付、(3) 2箇年分の一括納付、(4) 3箇年分の一括納付



## ◆一括納付の場合は納期前納付報奨金を交付します

負担金を最初の納期(6月30日)までに一括納付されますと、次の率を乗じた納期前納付報奨金が支払われます(実際は、報奨金相当額を差引いた金額で納めていただきます)。

(1) 3箇年分納付の場合(10%)、(2) 2箇年分納付の場合(7%)、(3) 1箇年分納付の場合(4%)

[例]165㎡(約50坪)の土地を所有し、負担金74,250円を一括納付する場合の報奨金

対象	前納年数	第1期分を除いた額※	報奨金率	報奨金
1年目	1箇年分	18,300円	×4%	= 730円
	2箇年分	42,700円	×7%	= 2,980円
	3箇年分	67,100円	×10%	= 6,710円
2年目	1箇年分	18,300円	×4%	= 730円
	2箇年分	42,700円	×7%	= 2,980円
3年目	1箇年分	18,300円	×4%	= 730円

※納める年度の第1期分は、納期前納付に該当しないため計算に含みません。

○負担金74,250円を3箇年分一括納付する場合

報奨金は67,100円(2期～12期の合計金額)×10%=6,710円

実際に納めていただく金額は、(74,250円-6,710円=)67,540円になります。

## 徴収猶予

現在、田・畑・山林等である土地が、今後宅地等として利用変更が認められる時までの場合、災害や事故などにより一時的に納付が困難な場合について、負担金の徴収を猶予する制度です。

## 減免

公共施設、学校用地、福祉施設、自治会施設、鉄道用地、寺・神社、墓地、文化財に係る土地、公共性が高い私道などです。その他、生活保護法による生活扶助を受けている方も含まれます。

※徴収猶予・減免制度を希望する方は、申請が必要です。なお、申請後に現地確認を行ったうえで、徴収猶予・減免の決定をします。

## 受益者に変更があるとき

土地の売買等により、受益者に変更があったときは、受益者変更の届出が必要です。

届出日以降の負担金の納付については、新たな受益者が納付義務者となります。よって、実際に土地の売買等が行われていても受益者変更の届出がありませんと、前の受益者(前の土地の所有者等)に負担金を納めていただくこととなります。

二宮町の公共下水道事業の概要

資料 3

区 分		平成23年度	平成24年度	備 考	
行政人口	(A) (人)	29,973	※ 29,300	住民基本台帳人口(参考)	
行政区域	(ha)	908.0	908.0		
市街化区域	(ha)	434.3	434.3		
全体計画	(ha)	528.4	528.4		
事業認可区域	(ha)	403.8	403.8	平成18年度事業認可 計画面積	
認可区域内人口	(人)	28,090	28,090	〃 計画人口	
整備済み区域	(ha)	362.2	※ 371.5	9.3ha増	
処理区域	(ha)	352.8	362.2	9.4ha増	
処理区域内人口	(B) (人)	23,520	※ 23,910	390人増	
処理区域内世帯	(C) (世帯)	8,930	※ 9,110	180世帯増	
人口普及率	(%)	78.5	※ 81.6	(B)/(A):処理区域内人口/行政人口	
水洗化人口	(D) (人)	16,750	※ 17,130	380人増	
水洗化世帯	(E) (世帯)	6,690	※ 6,850	160世帯増	
水洗化率	全町域の人口比	(%)	55.9	※ 58.5	(D)/(A):水洗化人口/行政人口
	処理区域の人口比	(%)	71.2	※ 71.6	(D)/(B):水洗化人口/処理区域内人口
	処理区域の世帯比	(%)	74.9	※ 75.2	(E)/(C):水洗化世帯/処理区域内世帯

○ 表中の数値は、当該年度末(3月31日)現在のもの。

○ ※付きは見込み数値。

二宮町の下水道水洗化の推移

年度	処理区域		接続		水洗化率	
	人口 (A)	世帯 (B)	人口 (C)	世帯 (D)	人口 (C)/(A)	世帯 (D)/(B)
平成16年度	12,889人	4,577世帯	9,271人	3,312世帯	71.9%	72.4%
平成17年度	14,690人	5,254世帯	10,518人	3,816世帯	71.6%	72.6%
平成18年度	17,708人	6,508世帯	12,563人	4,638世帯	70.9%	71.3%
平成19年度	19,456人	7,183世帯	13,867人	5,162世帯	71.3%	71.9%
平成20年度	20,766人	7,721世帯	15,131人	5,646世帯	72.9%	73.1%
平成21年度	21,850人	8,200世帯	14,960人	5,974世帯	68.5%	72.9%
平成22年度	23,000人	8,600世帯	15,670人	6,328世帯	68.1%	73.6%
平成23年度	23,520人	8,930世帯	16,750人	6,690世帯	71.2%	74.9%
平成24年度	※ 23,910人	※ 9,110世帯	※ 17,130人	※ 6,850世帯	※ 71.6%	※ 75.2%

○ 表中の数値は、当該年度末(3月31日)現在のもの。

○ ※付きは見込み数値。

## 二宮町公共下水道の整備による水質改善効果

【概要】污水管きよの整備を行った結果、供用区域内を流れる都市排水路梅沢川及び二級河川葛川の水質の向上が見られ、事業の効果を確認することができます。

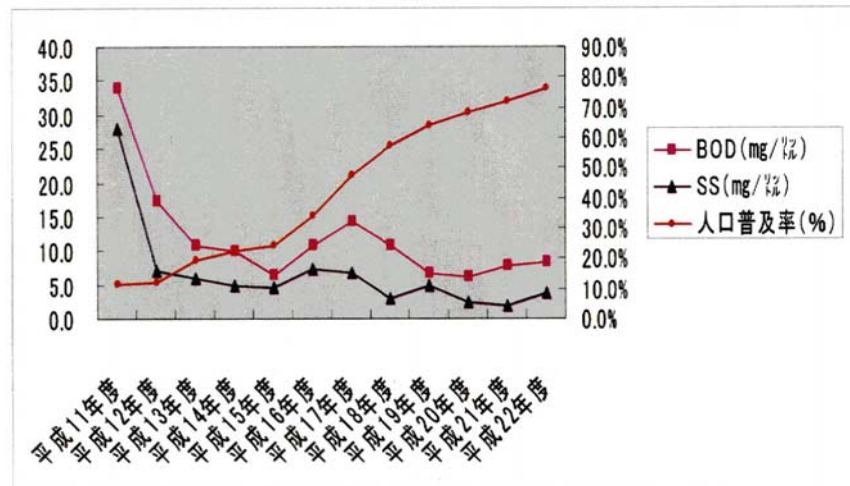
### 【事業による効果】

当町の公共下水道は平成11年4月から供用開始しています。

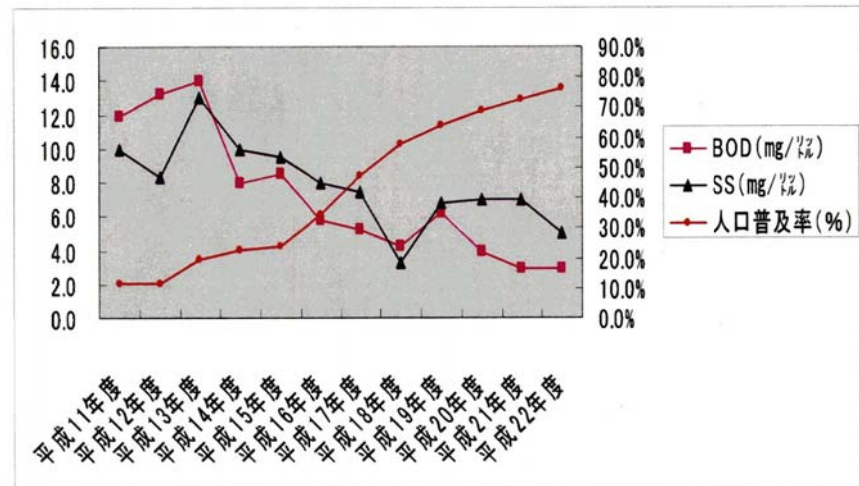
この供用区域内を流れる都市排水路梅沢川及び二級河川葛川で水質調査を行い、平成11年と平成22年の数値を比較しました。その結果、梅沢川ではBOD $34.0 \rightarrow 8.5 \text{mg}/\text{ℓ}$ 、SS $28.0 \rightarrow 3.8 \text{mg}/\text{ℓ}$ 、葛川ではBOD $12.0 \rightarrow 3.0 \text{mg}/\text{ℓ}$ 、SS $10.0 \rightarrow 5.0 \text{mg}/\text{ℓ}$ と水質の向上が見られ、下水道整備による効果を確認することができました。

※BOD(生物学的酸素要求量) SS(浮遊物質)

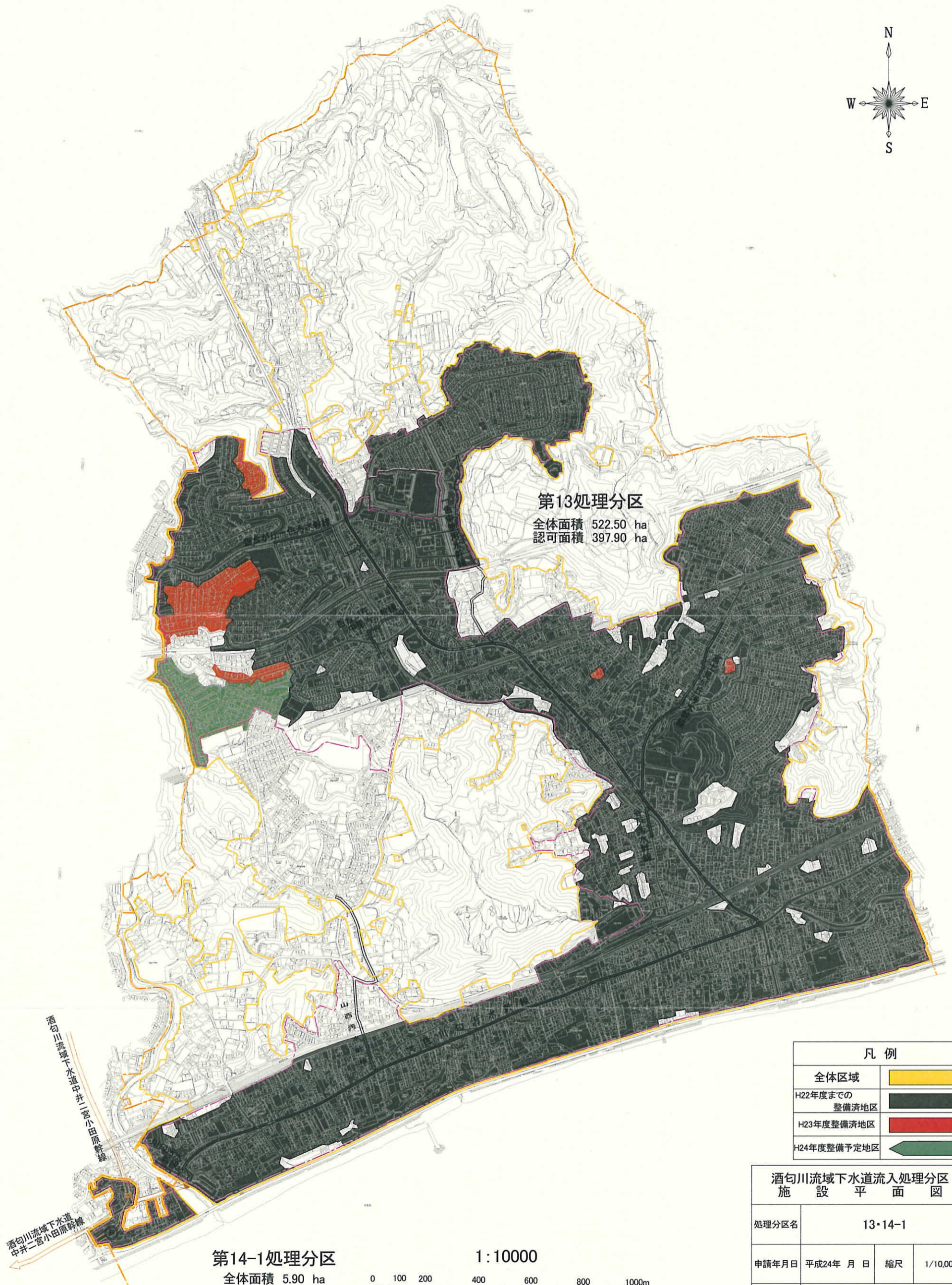
【梅沢川：美浜橋】 平成11年4月より流域の污水処理を開始



【葛川：下浜橋】 平成13年4月より流域の污水処理を開始

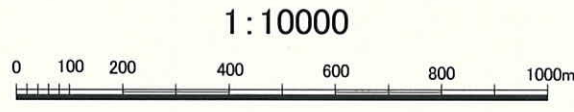


# 二宮公共下水道計画図(汚水)



第13処理分区  
 全体面積 522.50 ha  
 認可面積 397.90 ha

第14-1処理分区  
 全体面積 5.90 ha  
 認可面積 5.90 ha

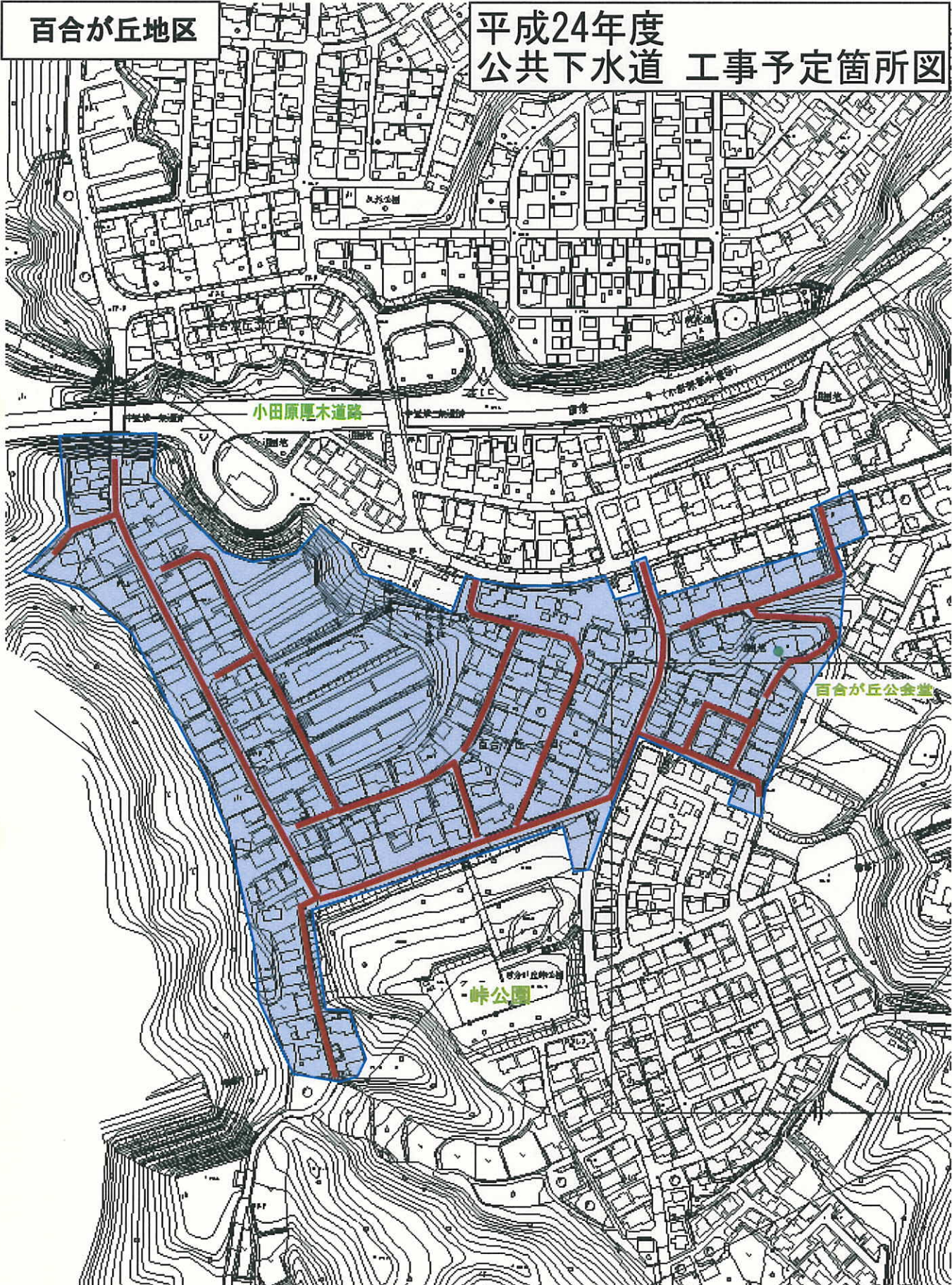


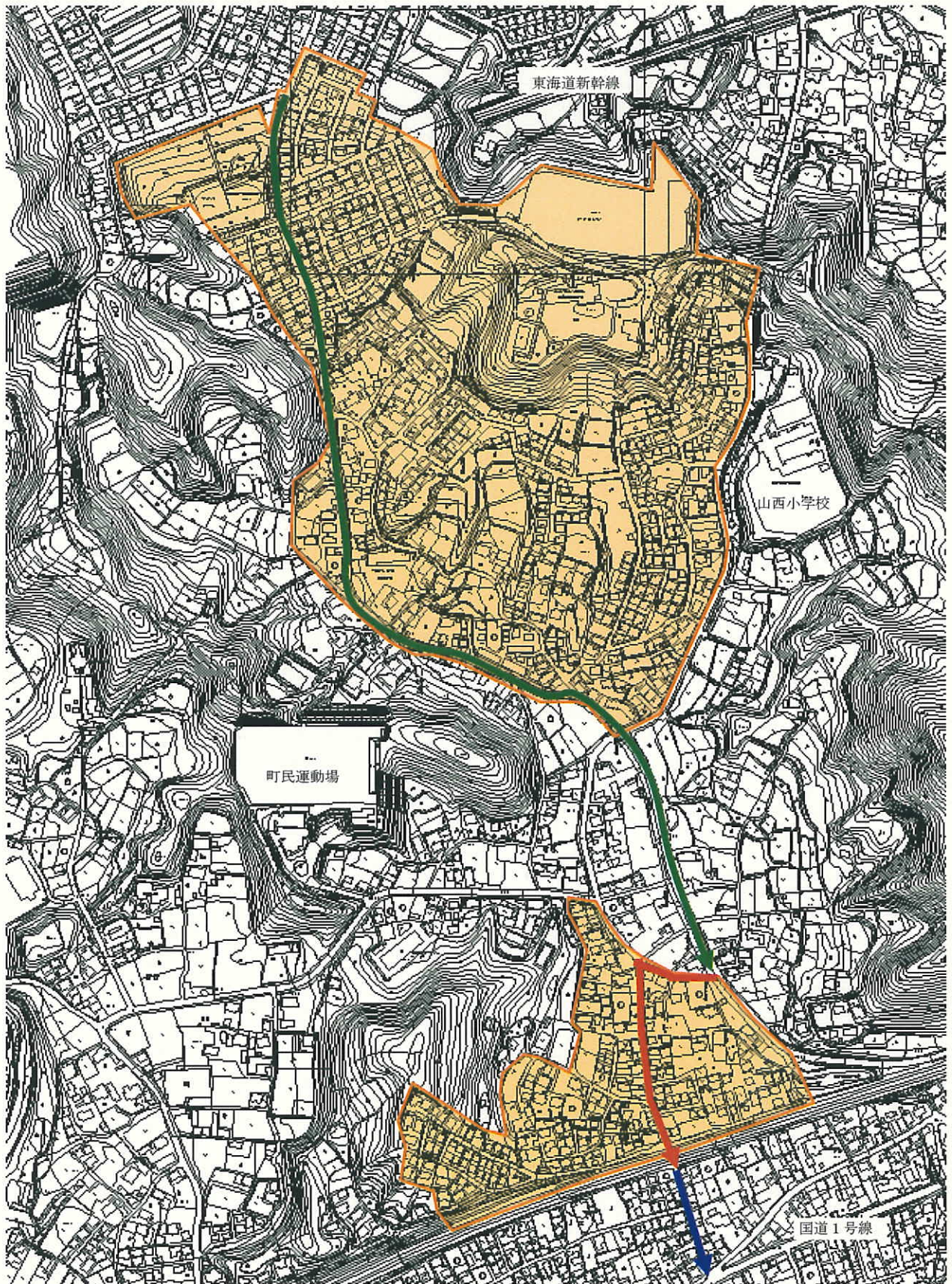
凡例	
全体区域	
H22年度までの整備済地区	
H23年度整備済地区	
H24年度整備予定地区	





酒匂川流域下水道流入処理分区施設平面図			
処理分区名	13・14-1		
申請年月日	平成24年 月 日	縮尺	1/10,000
都市名	二宮町		

酒匂川流域下水道中井二宮小田原幹線

注意：現時点での工事位置とし、施工時と異なる場合があります。





-  今後の公共下水道整備予定地区
-  山西汚水幹線(整備済)
-  山西汚水幹線(整備予定)
-  百合が丘一丁目・釜野地区の汚水流下方向

下水道事業特別会計(決算額)の推移

資料4

【歳入】

(単位:千円・%)

区 分	17年度	構成比	18年度	構成比	19年度	構成比	20年度	構成比	21年度	構成比	22年度	構成比
(1) 分担金及び負担金	66,994	( 4.1 )	60,238	( 5.0 )	51,362	( 4.3 )	46,828	( 3.7 )	52,437	( 5.3 )	42,923	( 4.6 )
(2) 使用料及び手数料	105,812	( 6.5 )	122,753	( 10.1 )	138,448	( 11.6 )	147,274	( 11.7 )	165,464	( 16.9 )	177,693	( 18.9 )
(3) 国庫支出金	400,000	( 24.5 )	210,000	( 17.3 )	252,000	( 21.0 )	240,000	( 19.0 )	134,000	( 13.7 )	121,600	( 12.9 )
(4) 県支出金	23,034	( 1.4 )	16,112	( 1.3 )	11,935	( 1.0 )	9,352	( 0.7 )	6,013	( 0.6 )	5,909	( 0.6 )
(5) 繰入金	392,313	( 24.0 )	379,960	( 31.2 )	339,945	( 28.4 )	336,627	( 26.6 )	328,571	( 33.5 )	332,292	( 35.3 )
(6) 繰越金	89,211	( 5.5 )	66,389	( 5.5 )	35,734	( 3.0 )	24,199	( 1.9 )	11,796	( 1.2 )	30,388	( 3.2 )
(7) 諸収入	19,412	( 1.2 )	15,271	( 1.3 )	12,965	( 1.1 )	4,644	( 0.4 )	4,692	( 0.5 )	0	( 0.0 )
(8) 町債	538,400	( 32.9 )	346,000	( 28.4 )	356,100	( 29.7 )	455,000	( 36.0 )	277,600	( 28.3 )	231,000	( 24.5 )
合 計	1,635,176	( 100 )	1,216,723	( 100 )	1,198,489	( 100 )	1,263,924	( 100 )	980,573	( 100 )	941,805	( 100.0 )

【歳出】

(単位:千円・%)

区 分	17年度	構成比	18年度	構成比	19年度	構成比	20年度	構成比	21年度	構成比	22年度	構成比
(1) 総務費	155,676	( 9.9 )	170,654	( 14.4 )	159,622	( 13.6 )	164,025	( 13.1 )	158,990	( 16.7 )	166,363	( 18.1 )
(2) 事業費	1,026,640	( 65.5 )	613,962	( 52.0 )	618,107	( 52.6 )	593,613	( 47.4 )	310,516	( 32.7 )	320,744	( 35.0 )
(公共下水道事業)	1,012,873		593,608		604,733		579,085		295,136		307,387	
(流域下水道事業)	13,767		20,354		13,374		14,528		15,380		13,357	
(3) 公債費	386,471	( 24.6 )	396,373	( 33.6 )	396,561	( 33.8 )	494,490	( 39.5 )	480,679	( 50.6 )	430,174	( 46.9 )
(4) 予備費	0	( 0.0 )	0	( 0.0 )	0	( 0.0 )	0	( 0.0 )	0	( 0.0 )	0	( 0.0 )
合 計	1,568,787	( 100 )	1,180,989	( 100 )	1,174,290	( 100 )	1,252,128	( 100 )	950,185	( 100 )	917,281	( 100.0 )

年間有収水量・使用料収入の推移

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
年間有収水量(m <sup>3</sup> ) ①	1,225,145	1,374,680	1,463,523	1,549,018	1,640,190
使用料収入(千円) ②	122,314	138,131	146,897	164,591	177,169

汚水処理費の推移(地方公営企業決算状況調査の各年度の抜粋)

区 分		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
使用料対象経費	維持管理費	管渠費 ③	16,277	6,505	10,837	7,686	11,990	
		直接的 経費	ポンプ場費 ④	0	0	0	0	0
		処理場費 ⑤	0	0	0	0	0	
	間接的 経費	業務費 ⑥	32,851	32,330	32,071	33,997	40,422	
		流域下水道維持管理負担金 ⑦	61,149	75,649	78,278	72,830	77,559	
	小 計 ⑧		110,277	114,484	121,186	114,513	129,971	
	資本費	減価償却費	0	0	0	0	0	
		地方債元金償還費 ⑨	221,028	219,596	222,190	187,257	219,310	
		地方債利子償還費 ⑩	173,559	65,523	63,848	44,877	26,930	
	小 計 ⑪		394,587	285,119	286,038	232,134	246,240	
合 計 ⑫		504,864	399,603	407,224	346,647	376,211		

使用料収入と使用料対象経費の差引

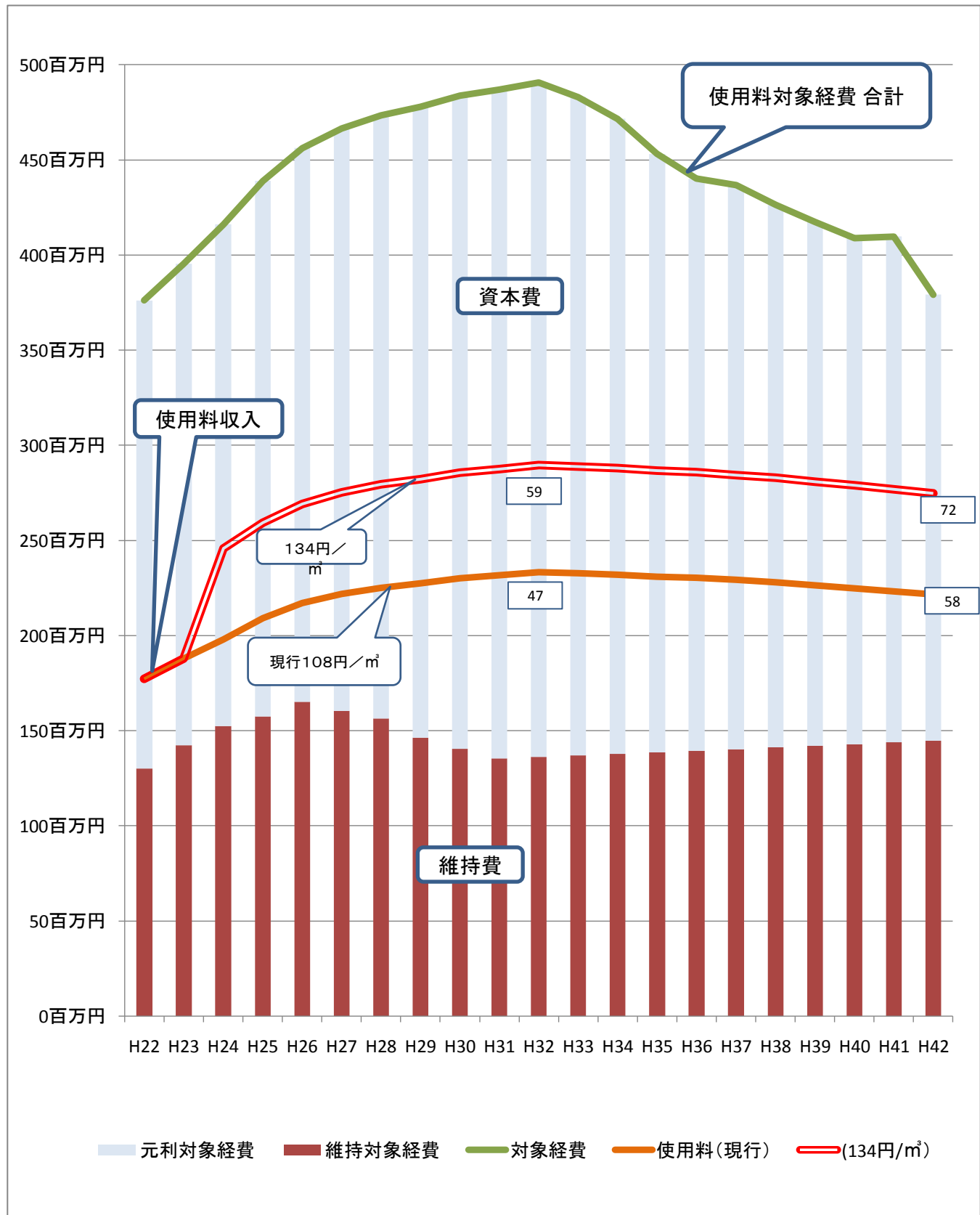
		単位:千円				
使用料収入 - 使用料対象経費 : ②-⑫		-382,550	-261,472	-260,327	-182,056	-199,042

使用料単価・汚水処理原価・経費回収率の推移

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
使用料単価 (円/m <sup>3</sup> ): ②/①	100	100	100	106	108
汚水処理原価 (円/m <sup>3</sup> ): ⑫/①	412	291	278	224	229
経費回収率 (%) : ②/⑫ * 100	24	35	36	47	47



# 使用料対象経費と使用料収入の推計(概算見込)



## 補助制度（融資あっせん・奨励金）の内容について

公共下水道が供用開始されますと、早期にご家庭から下水道へ接続していただくわけですが、水洗トイレやくみ取り便所を改造して下水道に接続する工事には費用がかかります。町では、この負担を軽減するために水洗化奨励金制度や水洗化資金融資あっせん制度を設けています（いずれかを選択してください）。

## 【水洗化資金融資あっせん制度】

公共下水道に接続しようとする方に対し、その工事に必要な資金を限度額の範囲内で融資あっせんする制度です。（建物の新築・増改築に伴う排水設備の新設の場合には、対象になりません。）

## 融資あっせんの内容

- 融資額：10万円以上 60万円以内（1万円単位）
- 返済期間：月々3,000円以上を単位に **60ヶ月**以内
- 返済利息：無利息（町が補助）
- 返済方法：元金均等月払い償還
- くみ取り便所**は供用開始3年以内が対象

※連帯保証人が必要

## 【水洗化奨励金制度】

公共下水道に接続しようとする方に対し、その工事費用及び供用開始後の年数に応じて奨励金を交付する制度です。（建物の新築・増改築に伴う排水設備の新設の場合には、対象になりません。）

## 奨励金の内容

※奨励金の額は改造工事に要した費用（**10万円**以上に限る）に応じて下表に定める額とします。

改造工事費用	供用開始後年数			
	1年目	2・3年目	4・5年目	6年目以降
<b>10万円以上</b>	改造工事費用の <b>10.0%の額</b>	改造工事費用の <b>7.0%の額</b>	改造工事費用の <b>3.5%の額</b>	改造工事費用の <b>1.8%の額</b>

※千円未満は切捨て、限度額は40,000円です。

## 下水道接続勧奨報告

## ◆年度別

区分	年度	平成21年度		平成22年度		平成23年度		勧奨軒数	2回以降	延べ軒数
		①初回訪問	A2回目以降	②初回訪問	B2回目以降	③初回訪問	C2回目以降	①+②+③	A+B+C	
無断接続		1	0	9	5	0	1	10	6	16
接続の可能性		26	76	34	42	7	20	67	138	205
検討依頼中		175	212	90	168	37	73	302	453	755
留守		142	175	116	219	49	149	307	543	850
接続拒否(困難)		184	0	354	70	62	12	600	82	682
その他		16	0	34	0	12	0	62	0	62
勧奨軒数小計		544	463	637	504	167	255	1348	1222	2570
勧奨軒数		1007		1141		422		1348	1222	2570

※A・B・Cは①・②・③に対し複数回訪問した結果

◎接続軒数	33	89	46	合計	168
-------	----	----	----	----	-----

# 平成24年度

## 二宮公共下水道 事業計画書

平成23年度の下水道工事より



開削工法による工事

(百合が丘地内)

都市経済部下水道課

# 公共下水道整備事業費概要

## 1. 総事業費

委託料	13,110,000 円
工事請負費	183,351,000 円
補償補填及び賠償金	1,000,000 円
合計	197,461,000 円

国庫補助金対象事業費 (内国庫補助金 1/2)	141,400,000 円 70,700,000 円)
単独事業費	56,061,000 円

## 2. 予算項目別内訳

款 (2) 事業費 項 (1) 公共下水道事業費 目 (1) 下水道整備費

### 節

#### (13) 委託料

全体事業費	13,110,000 円
内訳 (補助対象)	0 円
(単独)	13,110,000 円

1) 実施設計等委託料	13,110,000 円
イ) 全体計画変更業務	4,680,000 円
ロ) 認可変更業務	8,430,000 円

# 公共下水道整備事業費概要

節

(15) 工事請負費

全体事業費	183,351,000 円
内訳 (補助対象)	141,400,000 円
(単独)	41,951,000 円

1) 汚水枝線工事 173,351,000 円

工事地区：百合が丘一丁目

管径：φ200mm  
面積：9.3 ha  
延長：2,070.0 m

2) 雨水対策工事 10,000,000 円

工事地区：北新道

管径：φ1,100mm  
延長：10.0 m

節

(22) 補償補填及び賠償金 1,000,000 円  
下水道工事に伴う損失補償

- 1) 水道管の切り直し費用負担  
平成15年7月1日協定(旧：平成2年8月1日)
- 2) 東京電力、NTT等のケーブル移転費用
- 3) その他の損失補償  
工作物の補償など

# 委託料

## 実施設計等委託料

13,110,000円

全体計画変更：

4,680,000円

都市計画並びに流域下水道計画との整合を図る。

認可変更：（5頁位置図参照）

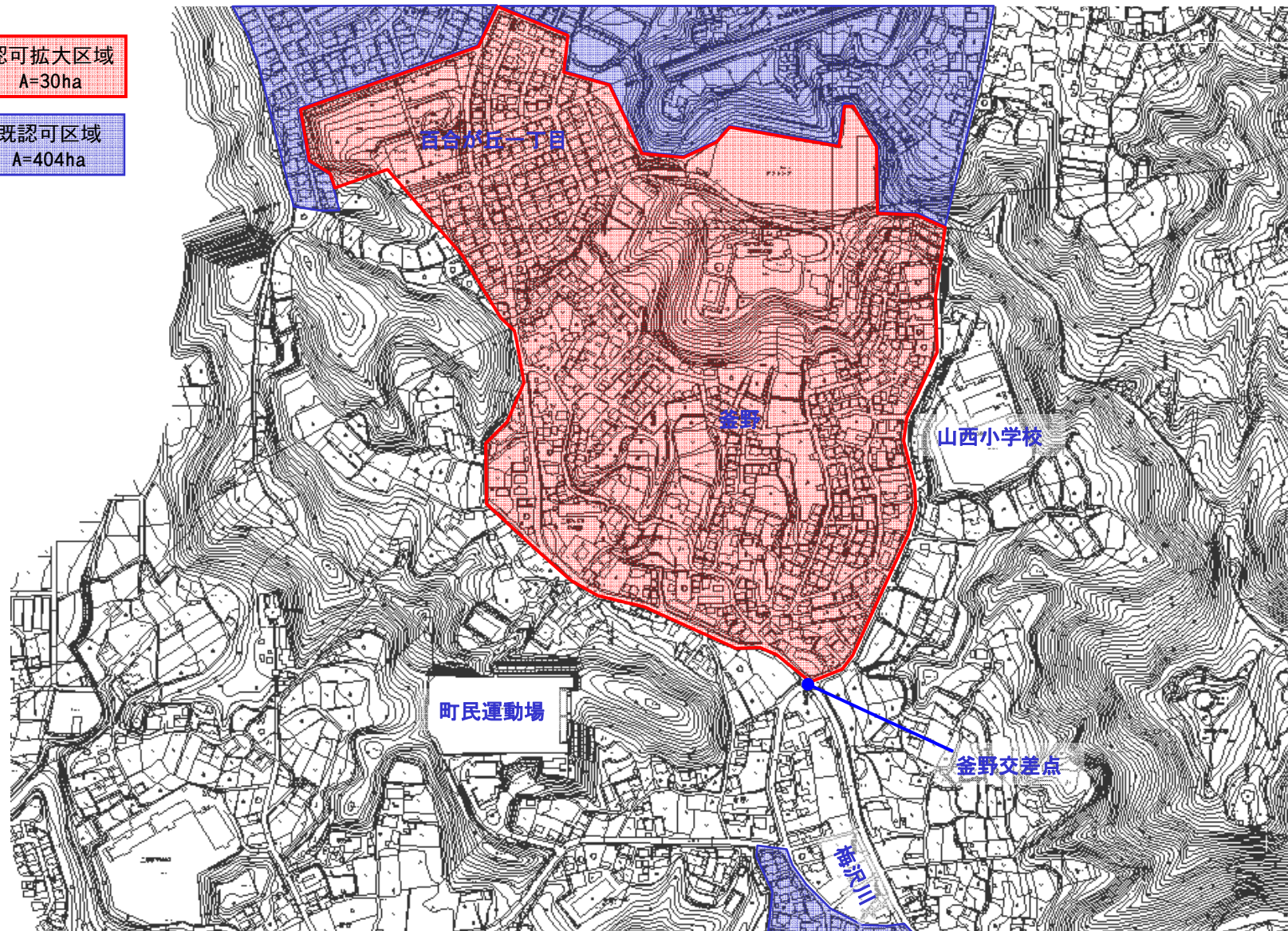
8,430,000円

平成24年度末に終了する現認可の期間を延伸するとともに、  
区域の拡大（30ha）を実施する。

# 認可変更位置図（区域拡大）

認可拡大区域  
A=30ha

既認可区域  
A=404ha





# 汚水枝線工事

## 1. 工事箇所

百合が丘一丁目地区（7頁工事位置図参照）

## 2. 工事概要

管径及び工法：  $\phi$  200mm、開削工法

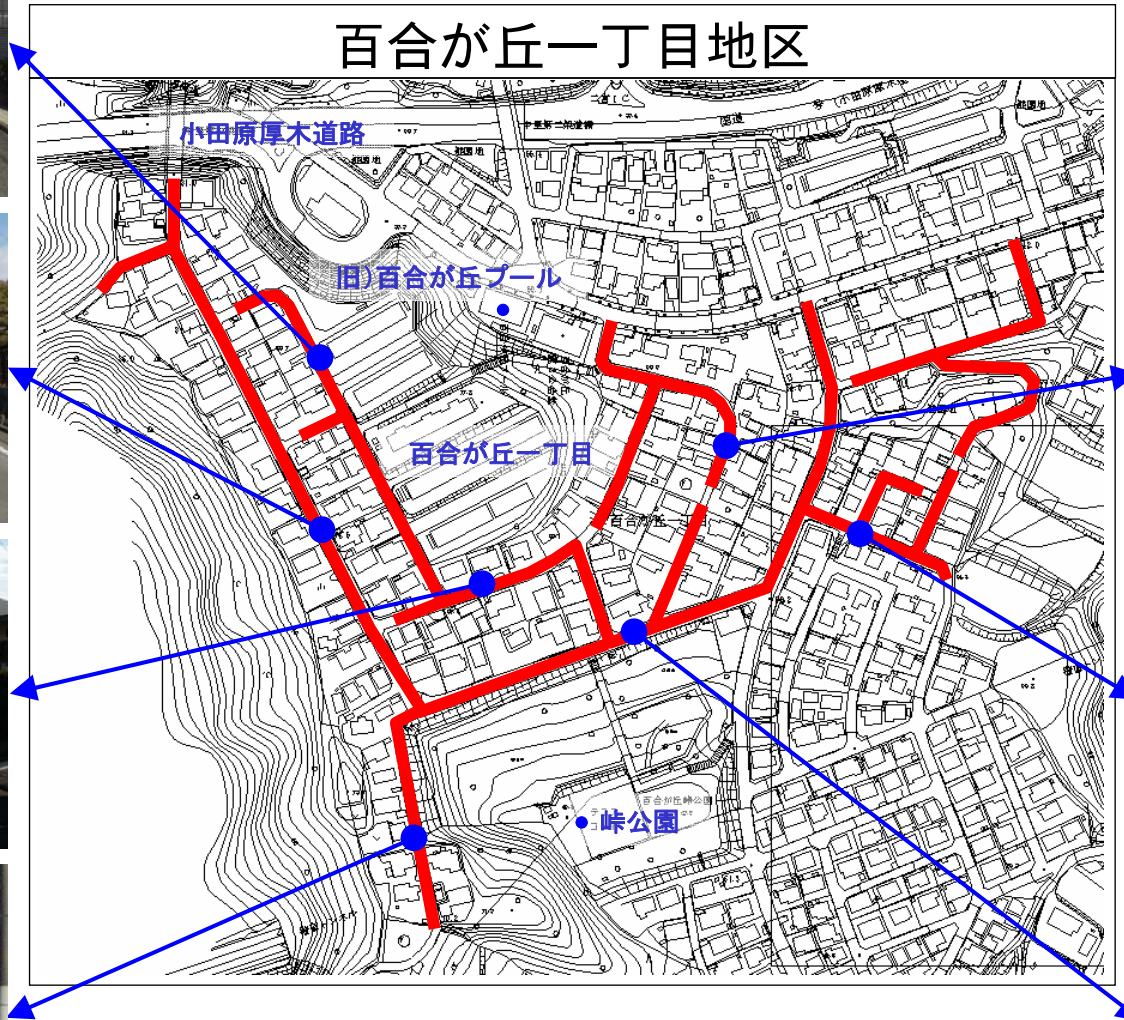
工事延長： 2,070m

整備面積： 9.3ha

3. 事業費 173,351,000円

# 枝線工事位置図

## 百合が丘一丁目地区



# 雨水対策工事

## 1. 工事箇所

北新道地区（9頁工事位置図参照）

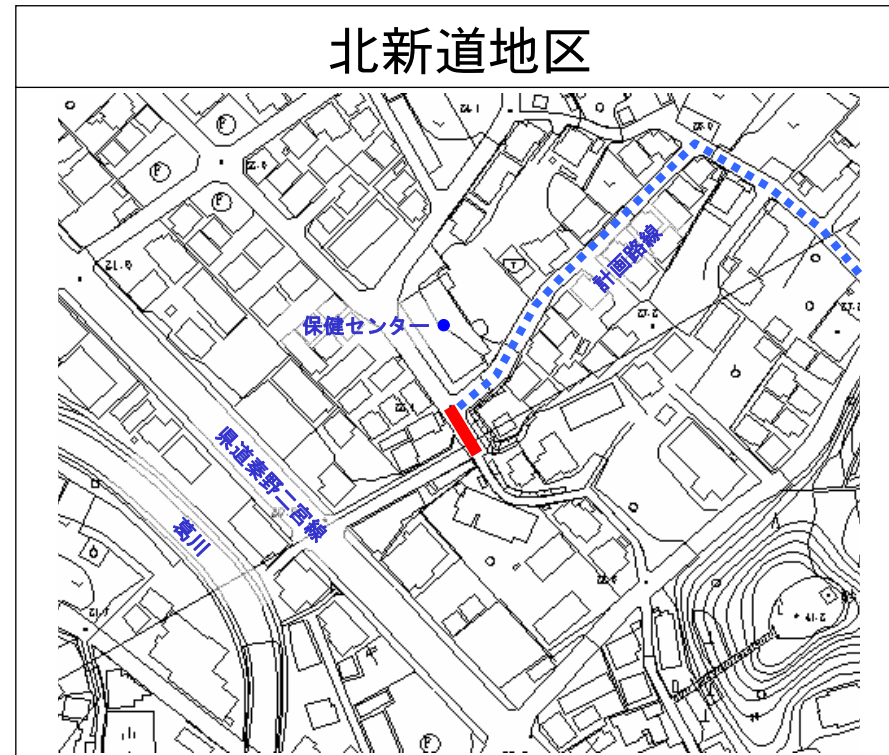
## 2. 工事概要

管径及び工法：  $\phi 1,100\text{mm}$ 、開削工法

工事延長： 10m

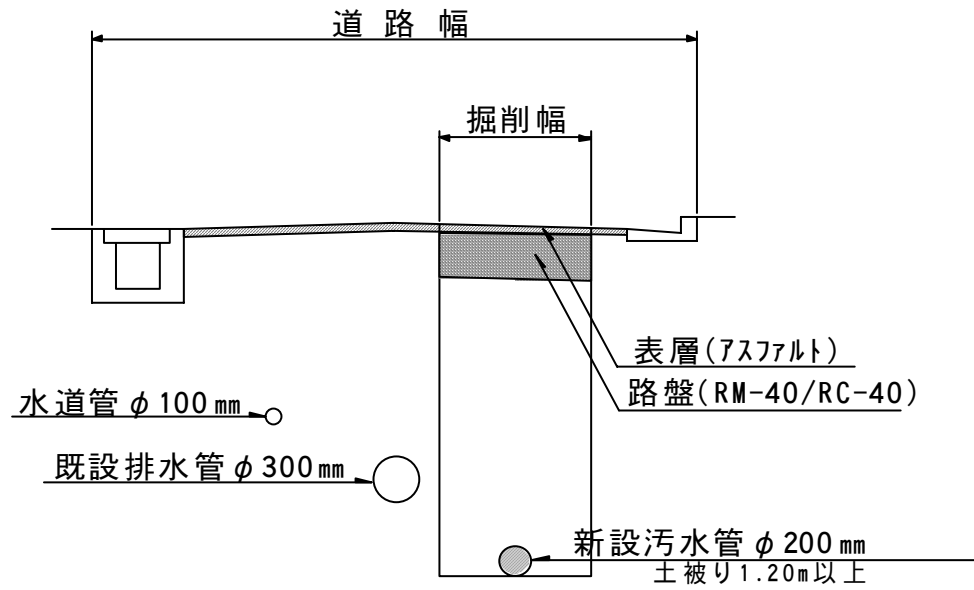
3. 事業費 10,000,000円

# 雨水対策工事位置図



# 標準横断図（開削工法）

## 車道部



## 歩道部

